

土地・建物を譲られた方

来年の確定申告前に「譲渡のお尋ね」を！

譲渡のお尋ね



■「譲渡のお尋ね」って？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、土地・建物などの資産を交換した場合も、同様に確定申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。）

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物等を譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備調査として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談を行っています。

■確定申告時ではダメなの？

「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、会場が混雑するため、2月から行われる市の

の「確定申告相談・受付」で対応することができませんので、ご注意ください。

＊直接税務署に申告される方、税理士等に依頼される方はお越しいただく必要はありません。

＊内容により税務署にご案内する場合がございますのでご了承ください。

■日時

12月6日(木)・7日(金)
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

家屋を取り壊された方

年内に法務局へ滅失登記を！

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋に課税されます。従って、年の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年は課税され、翌年から課税されなくなります。しかし、家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことが把握できず課税される原因になります。

家屋を取り壊した場合に、年内に法務局へ滅失登記

■会場

市役所1階防災会議室

■対象者

土地・建物等を譲渡した方、交換された方

＊市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をいたしますが、通知の有無に関わらず土地等の譲渡があった方は、必ずお越しください。ただし、葦崎市に住民登録がある方のみ受け付けさせていただきます。

■持物 売買契約書・売買に係る費用の領収書等・印鑑

■お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線1533～155)

■お問い合わせ・届出先

税務課固定資産税担当
(内線156～158)

平成25年4月からの
保育園児(新規入所)を募集



入所案内と入所申込書を福祉課・保育園(市内8ヶ所・児童センター(市内4ヶ所・子育て支援センター)で11月26日(月)より配布します。

入所基準に該当する児童のみを受け入れとなりますので、入所案内の記載事項をよくお読みのうえ、入所申込みをお願いいたします。

次の場合は、福祉課まで直接ご相談ください。

◇市外の保育園を希望される場合

【受付日程】

日 時	場 所
12月12日(水)	9:00～10:30 葦崎西保育園
	13:30～15:00 葦崎東保育園
12月13日(木)	9:00～10:30 藤井保育園
	13:30～14:30 中田保育園
	15:00～16:00 穴山保育園
12月14日(金)	9:00～10:30 竜岡保育園
	13:30～15:00 旭保育園
	15:30～16:30 円野保育園
	8:30～17:15 市役所福祉課
12月3日(月)～12月11日(火)※	8:30～17:15 市役所福祉課
12月17日(月)～12月21日(金)※	8:30～17:15 市役所福祉課

※土・日・祝日は除く

園 名	住 所	電話番号	定員(人)	総募集予定(人)	入所年齢	保育時間
葦崎西保育園	本町 1-17-10	22-0118	120	25	6ヶ月以上	7:30～19:00
葦崎東保育園	富士見 2-14-31	22-2615	90	24	〃	〃
藤井保育園	藤井町坂井 119	22-6087	120	28	6ヶ月以上	7:30～19:00
中田保育園	中田町中条 690-3	25-5723	60	10	3歳以上	8:00～17:30
穴山保育園	穴山町 4462-2	25-5116	40	15	6ヶ月以上	8:30～16:30
円野保育園	円野町下円井 1239-1	27-2118	45	15	3歳以上	8:00～17:30
旭保育園	旭町上条北割 3904	22-1841	90	32	6ヶ月以上	7:30～18:00
竜岡保育園	竜岡町下條東割 780	22-2164	105	19	〃	〃

※穂坂保育園は、現在休園中

◇4月以外の月に入所希望される場合
◇育児休業(出産休暇)明けに入所希望の場合
■お問い合わせ
福祉課子育て支援担当
(内線175)

【保育園概要】